剣淵町「地域おこし協力隊」募集要項

　北海道剣淵町は、北海道中央部に位置する旭川市から北へ約４５㎞（自動車で約１時間）の距離にある田園風景豊かな純農村の町で、北海道の中では積雪量が比較的多いものの、夏は朝夕涼しく過ごしやすい内陸的な気候の町です。旭川空港を利用した場合は、首都圏への日帰り往復も可能です。

剣淵町では、「絵本の里づくり」をとおして、子どもや障がい者に寄り添う気持ちを大切にしながらまちづくりを進めています。活動の拠点である「絵本の館」を中心に絵本原画展、読み聞かせ、絵本づくりなど様々な活動や町にある知的障がい者の施設との関わりや安心安全な農作物を生産する農家との結びつきを大切にしています。

都市地域の意欲あふれる人材との協働により、子育て環境の充実を図ることを目的に子育て支援活動に従事していただく地域おこし協力隊（保育士・幼稚園教諭資格）を募集します。近年、人口減少化問題の深刻化、子どもを取り巻く環境の変化など子育て家庭への支援が求められてきています。これらの課題を解決するため、これまでに培った経験やスキルを活かし、子育て支援への取り組みを進めていただける方で、活動終了後も本町に就労し、定住したい意欲がある方を募集します。

１．募集人数　１名

２．募集対象

　　次のすべての項目に該当する方が対象になります

　　(１) 保育士若しくは幼稚園教諭資格を有する方

　　(２)　年齢は、令和２年４月１日現在で、原則として満２０歳以上、５０歳以下（概ね）の方（性別は問いません。）

　　(３)　現在、３大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等に該当しない市町村）等に在住し、採用決定後に剣淵町に住民票を移動し居住できる方

　　(４)　普通自動車運転免許証を所持している方

　　(５)　パソコン操作（ワード、エクセル等）ができる方

　　(６)　パソコン等でＳＮＳ（Ｆａｃｅｂｏｏｋ等）の情報発信ができる方

　　(７)　地域住民と協力して、地域の活性化に取り組む意欲と実行力のある方

　　(８)　心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方

３．業務概要

　　子育て支援に関すること

(１)　町立保育所における保育業務

(２) 地域子育て支援事業のサポート業務

(３) 子育て支援情報の収集と発信（ＳＮＳを積極的に活用した情報発信）及び企画立案及びそれらの実施

(４)　その他、地域おこしに必要とされる業務

４．勤務地

　　剣淵町保育所

５．勤務時間

　　(１)　午前7時３０分～午後６時３０分までの交代制勤務

１日７時間３０分、週３７時間３０分勤務を原則とします。

　　(２)　ただし、必要に応じて、時間外及び休日に勤務する場合があります。その場合は、原則として勤務日と休日を振り替えます。

６．休日・休暇

　　(１)　休日　　　　　　週休２日（業務ローテーションにより変動します。）、国民の祝日、年末年始（１２月３１日から翌年１月５日までの日）

　　(２)　年次有給休暇　　１年目１０日

　　(３)　病気休暇　　　　１日又は１時間単位

　　(４)　特別休暇　　　　忌引、結婚、産前産後、裁判員

７．雇用形態・期間

　　(１)　身分は、「剣淵町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、町長が委嘱します。

　　(２)　採用日は、令和２年７月１日を予定していますが、採用決定後に相談の上、調整します。

　　(３)　期間は、委嘱の日から１年間（令和３年６月３０日まで）としますが、活動に取り組む姿勢や勤務状況等を勘案し、その後１年を超えない範囲で、町長が委嘱更新の判断を行います。なお、委嘱期間は、最長で３年とします。

　　(４)　隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても、その職を解くことがあります。

８．給与・賃金等

　　月額２００，０００円

　　※　社会保険料、雇用保険の本人負担分が差し引かれます。

　　※　住民税は、個人納付対応になります。

　　※　賞与、退職手当等は支給されません。

９．待遇・福利厚生

　　(１)　住宅　　　　活動期間中の住居は、剣淵町が住宅を用意し、家賃は町が負担します。

　　　　　　　　　　　※　赴任（転入）に伴う交通費等は、剣淵町が一部助成します。

　　　　　　　　　　　※　家具等の一部は、剣淵町が用意します。

　　　　　　　　　　　※　引っ越しに係る経費、居住に係る光熱水費、生活用品等は、自己負担になります。

　　(２)　活動支援　　・通勤、活動のための移動に要する自動車借上料として、最大月額　　１５，０００円を支給します。

　　　　　　　　　　　・活動に必要な旅費は、剣淵町が負担します。（ただし、燃料費は自己負担）

　　　　　　　　　　　・活動に必要な消耗品・備品等は、剣淵町が用意します。

　　(３)　福利厚生　　　社会保険（健康保険、厚生年金）、雇用保険及び労災保険に加入します。

10．支給日

　　(１)　給与・賃金等　　　　　　　　　　毎月２１日

　　(２)　住宅使用料（住宅家賃相当額）　　毎月２１日

　　(３)　自動車借上料　　　　　　　　　　毎月２１日

11．申込受付期間

　　令和２年４月１日から令和２年５月２９日

12．申込方法等

　　(１)　提出書類

　　　　・剣淵町「地域おこし協力隊」応募用紙（様式１）

　　　　・住民票（令和２年４月１日以降発行のもの）

　　　　※　応募用紙等は、剣淵町ホームページ、又は、一般社団法人移住・交流推進機構（ＪＯＩＮ）ホームページからダウンロードしてください。

　　　　※　提出された書類は、返却しません。

　　(２)　提出期限

　　　　令和２年５月２９日必着

　　(３)　申込方法

　　　　郵送による

　　(４)　提出先

　　　　〒０９８－０３９２

　　　　北海道上川郡剣淵町仲町３７番１号

　　　　剣淵町役場　総務課　企画財務広報グループ　宛

13．選考方法

　　(１)　第１次選考（書類審査）

　　　　応募用紙を元に書類選考を行い、提出期限のおよそ１週間後を目途に応募者全員に文書により結果を通知します。

　　(２)　第２次選考（面接試験）

　　　　第１次選考合格者を対象に、令和２年６月上旬頃に剣淵町役場において面接試験を行います。（詳細は、第１次選考の合格者に通知します。）

　　　　なお、第２次選考のために必要な交通費等は、自己負担になります。

　　(３)　最終選考の結果

　　　　第２次選考の結果を対象者全員に文書により通知します。

14．お問い合わせ先

　　　剣淵町役場　総務課　企画財務広報グループ　（担当：佐藤、青山）

　　　〒０９８－０３９２

　　　北海道上川郡剣淵町仲町３７番１号

　　　ＴＥＬ　０１６５－２６－９０２２（直通）

　　　ＦＡＸ　０１６５－３４－２５９０

　　　Ｅ－ｍａｉｌ　kikaku@town.kembuchi.hokkaido.jp

　　　ＵＲＬ　http://www.town.kembuchi.hokkaido.jp/

　　　※　応募に関するお問い合わせは、別紙「質問票（様式３）」に記入の上、メールでお願いします。